

食品研究部門インターンシップ要領

18食総第28号

平成18年4月1日

(目 的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門(以下「研究部門」という。)において、学生が大学(短期大学・高等工業専門学校を含む。)で修得した知識と実践との融合及びその応用についての理解を探め、学習効果の向上を図ることを目的とするインターンシップを円滑に運営するため、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(身 分)

第2条 研究部門は、前条の目的を遂行するため、大学からの依頼に基づき学生をインターン(以下「実習生」という。)として受入れることができる。

(申 請)

第3条 実習生は、「インターン受入れ申請書」(別記様式1)及び「誓約書」(別記様式2)を指導教官(以下「申請者」という。)を通じて研究部門長に提出しなければならない。

(承 諾)

第4条 研究部門長は、前条の規定により申請があった場合には、遅滞なく実習生の受入れについて決定し、承諾するときは「インターン受入れ承諾書」(別記様式3)を申請者に送付する。

(受入れ期間)

第5条 実習生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、申請者からの申し出により、その期間を更新することができる。

2 前項ただし書きの規定により期間を更新しようとするときは、第3条及び第4条の規定を準用する。

(実習生の職務)

第6条 実習生は、ユニット等において、研究部門長の指定する職員の指導を受け、その業務に従事するものとする。

(実習時間等)

第7条 実習生の実習時間は、職員就業規則に定める通常の勤務時間内とする。

(規程等の遵守)

第8条 実習生は、農研機構及び研究部門の定める諸規定を遵守しなければならない。

(実習に対する報酬)

第9条 実習生の実習に対する報酬は、無償とする。

(交通費等の負担)

第10条 実習期間中における交通費及び食費等は、実習生の負担とする。

(成果の発表)

第11条 実習生が、研究部門における当該実習業務に関する研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ当該ユニット長等の承認を受けなければならない。

(特許権等に対する取扱い)

第12条 実習生が研究部門における当該実習業務に関して発明を行ったときは、その発明にかかる特許を受ける権利又は特許権は、研究部門に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案権、意匠権及びプログラムの著作権に準用する。

(事故の補償等)

第13条 実習生が実習期間中に、故意又は、重大な過失によって、研究部門が保有する施設又は備品等に損傷を与えた場合は、その損傷に関する原状回復の措置は、申請者の責任において行うものとする。

2 実習期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、申請者の責任において行うものとする。

3 実習生は、災害傷害保険に加入し、加入証の写しを提出するものとする。

(指導教官の訪問指導)

第14条 当該学生の指導教官は実習期間中に研究部門を訪問することができるものとする。

(実習生の義務)

第15条 実習生が実習期間中に知得した秘密を漏らし、または盗用してはならない。このことは実習期間終了後においても同様とする。

2 実習生は、善良なる管理者の注意義務をもって、実習業務に当たらなければならない。

(実施報告書の提出)

第16条 実習生は、実習期間終了後「インターン実施報告書」(別記様式4)を作成し、研究部門長に提出しなければならない。

(実習の停止等)

第17条 研究部門長は、次の各号に該当する場合は、実習の停止又は実習生としての身分を取り消すことができる。

- 一 実習生たるにふさわしくない行為があった場合
- 二 第8条に定める規則等を遵守しない場合
- 三 実習生の疾病、その他の事由により、実習を継続することが、困難または不相当と認めた場合

2 研究部門長が、前項の停止又は取消しをしたときは、申請者に文書によりその旨を通知する。

(修了書の交付)

第18条 研究部門長は、所定の実習課程を終了した実習生に対しては、修了証書を交付することができる。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項は、研究部門長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 1月30日 20食総第09012805号）

この要領は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則（平成23年 3月29日 22食総第11032501号）

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 5月 7日 26食総第14042505号）

この要領は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月16日 26食総第15031003号）

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 2月19日 27食総第16021602号）

この要領は、平成28年 3月 1日から施行する。

附 則（平成28年 4月 1日 27食総第16032208号）

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１９日 ３０食品第０９１２００６号）
この要領は、平成３１年 １月 １日から施行する。

別記様式 1

インターン受入れ申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
食品研究部門長 殿

(申請者)
住 所
学 校 名
学部等及び役職名
指導教官氏名

印

食品研究部門インターンシップ要領に基づき、下記のとおり受入れられたく申請します。

記

1 インターン氏名・性別

所 属 学 部 等 名

2 実 習 題 目

3 実 習 概 要

4 希 望 ユ ニ ッ ト 等

5 希 望 期 間
自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日

6 健 康 状 態
☐ 良 好 ☐ 持病又は既往症（別紙にご記入ください。）

7 修 了 証 書 の 要 否 ☐ 要 ☐ 否

7 そ の 他 の 希 望 事 項

別紙

持病又は既往症（例 B型肝炎、1 型糖尿病など）と、その持病により受入を希望する研究領域等で注意または配慮する事項等がありましたらお知らせください。

持病又は既往症：

注意又は配慮する事項：

※ 個人情報につきましては、インターン受入以外の目的では利用いたしません。また、ご提供いただいた個人情報は、個人情報に関する法令、規範及び農研機構内諸規程に則り適正に管理いたします。

別記様式 2

誓 約 書

私は、貴研究部門の実習生として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び貴研究部門の諸規定並びに次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 貴研究部門における実習業務に関する研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ受入ユニット長等の承認を受けて行うこと。このことは、実習期間終了後においても同様であること。
- 2 貴研究部門における実習業務に関して発明等を行ったときは、その発明等にかかる特許権等の知的財産権は、貴研究部門に帰属すること。このことは実習期間終了後においても同様であること。
- 3 災害傷害保険(学生傷害保険等)に加入すること。
- 4 貴研究部門での実習期間中に知得した秘密を漏らし、または盗用してはならないこと。このことは、実習期間終了後においても同様であること。

年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
食品研究部門長 殿

大学名	
実習生氏名	印
(所属学部等名	)
指導教官氏名	印
(学部等及び役職名	)

*添付書類：災害傷害保険(学生傷害保険等)を証明する書類

別記様式 3

インターン受入れ承諾書

食総第 号
平成 年 月 日

申請者

殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
食品研究部門長

平成 年 月 日付けをもって申請のありました実習生について、別添の食品研究部門インターンシップ要領により、下記のとおり承諾いたします。

記

1 インターン氏名・性別

所 属 大 学 学 部 等

2 実 習 題 目

3 実 習 概 要

4 受入ユニット等及び指導職員氏名

5 受 入 期 間
自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日

別記様式 4

インターン実施報告書

平成 年 月 日

1. 実 習 生：所 属
氏 名
2. 受 入 期 間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
3. 受入ユニット等：
4. 指 導 職 員：役 職
氏 名
5. 実 習 題 目：
6. 実 習 概 要：

※ 大学等に提出するレポート等（ただし、実習概要の記載のあるものに限る。）を別紙として添付することにより、6. 実習概要の記載に代えることができる。